

日 本 電 線 工 業 会 規 格

J C S

高圧EPゴムケーブル

JCS 4329 : 2024

無断複写禁止

Unauthorized Duplication/Copying is Strictly Prohibited

(一社) 日本電線工業会

2024年4月 改正

一般社団法人 日本電線工業会

まえがき

この規格は、日本電線工業会規格管理規程に基づいて制定した団体規格である。

この規格の適用は、知的財産権に関わるか否かの確認を含めて、製品の生産者又は規格の利用者の責任において行われなければならない。

この規格は、日本電線工業会 産業用電線・ケーブル専門委員会の審議によって改正したものであり 2024 年 4 月 26 日から発効し、発効の日から少なくとも 5 年を経過するまでに日本電線工業会の専門委員会の審議に付され、速やかにこれを確認し、継続、改正又は廃止の処置がなされる。

目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 種類及び記号	1
4 特性	1
5 材料, 構造及び加工方法	2
6 試験方法	3
6.1 外観	3
6.2 構造	3
6.3 導体抵抗	3
6.4 耐電圧	3
6.5 絶縁抵抗	4
6.6 絶縁体及びシースの引張り	4
6.7 加熱	4
6.8 耐油	4
6.9 耐寒	4
6.10 加熱変形	4
6.11 難燃	4
6.12 静電容量 (参考試験)	4
7 検査	4
8 製品の呼び方	5
9 表示及び包装	5
9.1 ケーブルの表示	5
9.2 包装の表示	5
付表	6
解説	10

高圧 EP ゴムケーブル

High-voltage ethylene-propylene rubber insulated cables

1 適用範囲

この規格は、3 300 V 又は 6 600 V の電力用の回路に使用する電力ケーブルで導体をエチレンプロピレンゴム（以下、EP ゴムという。）で絶縁し、ポリクロロプレンゴムを主体としたコンパウンド（以下、クロロプレンという。）又は塩化ビニル樹脂を主体としたコンパウンド（以下、ビニルという。）でシースを施した EP ゴムケーブル（以下、ケーブルという。）について規定する。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版を適用する。

JIS C 3005 ゴム・プラスチック絶縁電線試験方法

JIS C 3152 すずめっき軟銅線

3 種類及び記号

種類及び記号は、表 1 による。

表 1—種類及び記号

種類	記号 ^{a)}
3 300V EP ゴム絶縁クロロプレンシースケーブル	3 300V PN
3 300V EP ゴム絶縁ビニルシースケーブル	3 300V PV
6 600V EP ゴム、絶縁クロロプレンシースケーブル	6 600V PN
6 600V EP ゴム絶縁ビニルシースケーブル	6 600V PV
注 ^{a)} 記号の意味は、次による。 P : EP ゴム N : クロロプレン V : ビニル	

4 特性

特性は、6 によって試験を行ったとき、表 2 による。